

## 三宅村がん対策推進事業について

三宅村では、島内で受診・治療を受けられない下記のがん患者等の村民の方に対し、その治療等を目的に島外専門医療機関に通院するための通院費（交通費・宿泊費）を一部助成します。

1. 対象者 【入院時は、入院日を基準とします】

目的	対象者	申請回数	申請時に追加で必要な書類
ア.要精密検査の受診	① 村のがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）・または職場のがん検診等で、「要精密検査」「要医療（要受診）」の判定を受け、島外の医療機関で精密検査を受けた者	1回/ 1がん精検	がん検診の結果書
	② 医療機関でがんの疑いと診断され、島外の医療機関で精密検査を受けた者	1回/ 1がん精検	がんの疑いがあることが記載された診断書等※
イ.がん治療	すでにかんがんと診断され、治療を受けている者で、島外の医療機関に通院した者（定期フォロー含む）	4回/年度	がん治療であることがわかる書類

※別途、診断書にかかる文書料が必要になる場合があります。

2. 助成内容（1人当たり）

対象	上限額	内容
交通費	19,520円/回	通院した日の前後7日以内の船・飛行機・へり便の往復運賃
宿泊費	6,100円/回	通院した日の前日もしくは当日いずれかの宿泊費

対象者が、①身体障害者手帳1～3級を所持している、②未成年、③要介護3相当に該当する場合は、介助者（保護者）として、1名まで追加で申請することができます。

3. 申請期間  
受診日から1年以内（入院の場合は入院日を基準）

令和6年3月31日までの受診については、助成内容が異なります。

4. 申請に必要な物

- ①通院したことを証明する書類（医療機関の領収書・明細書等。コピー可）
- ②交通費の領収書（レシート・コピー不可。利用日がわかるもの）
- ③宿泊費の領収書（レシート・コピー不可。利用日・宿泊者がわかるもの）
- ④振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳のコピー等。初回申請時のみ）
- ⑤身体障害者手帳1～3級（介助者分を申請する場合。未成年の保護者は不要）
- ⑥印鑑
- ⑦上記「1. 対象者」の各『申請時に追加で必要な書類』

5. 申請方法

通院後、上記書類をご用意の上、福祉健康課健康係へ申請してください。

**【申請先・問い合わせ先】**  
三宅村役場 福祉健康課 健康係 TEL：04994-5-0911